

# 富山県生涯スポーツ協議会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、富山県生涯スポーツ協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所を、富山市に置く。

(目 的)

第 3 条 協議会は、会員相互の緊密な連絡調整と協力体制を確立し、生涯スポーツの健全な普及発展を図り、県民の健康・体力の保持増進と文化生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーション関係団体の育成強化と相互の連携
- (2) スポーツ・レクリエーションに関する各種行事の開催
- (3) スポーツ・レクリエーションに関する各種行事への参加
- (4) スポーツ・レクリエーションに関する調査・研究、資料の収集並びに意識の高揚を図るための広報活動
- (5) スポーツ・レクリエーションの指導並びに指導者の養成と研修
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第 5 条 協議会は、別表に掲げる県内の生涯スポーツ・レクリエーション関係団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。

(役員等)

第 6 条 協議会に、次の役員等を置く。

- |     |   |   |     |     |     |
|-----|---|---|-----|-----|-----|
| (1) | 会 | 長 | 1名  |     |     |
| (2) | 副 | 会 | 長   | 若干名 |     |
| (3) | 理 | 事 | 長   | 1名  |     |
| (4) | 副 | 理 | 事   | 長   | 若干名 |
| (5) | 常 | 任 | 理   | 事   | 若干名 |
| (6) | 理 | 事 | 若干名 |     |     |
| (7) | 監 | 事 | 2名  |     |     |

2 協議会に、顧問を置くことができる。

(役員等の選出)

第 7 条 役員等の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事会において選任する。会長及び副会長は就任と同時に理事となる。

- (2) 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の同意を得て、理事のうちから会長が任命する。
  - (3) 理事は、各加盟団体からそれぞれ1名を選出する。ただし、選出された理事が役員に就任したときは、その者が属する加盟団体は新たに1名の理事を選出することができる。
  - (4) 監事は、理事会で選任する。ただし、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - (5) 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 2 前項第3号の規定によるほか、会長は、学識経験者の中から理事会の同意を得て、理事を委嘱することができる。

#### (役員等の任期)

第8条 役員等の任期は、2年とし、再任は妨げない。

- 2 役員等に欠員が生じたときは、すみやかに補充しなければならない。補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続いてその職務を行うものとする。

#### (役員等の任務)

第9条 協議会の役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は協議会を代表し、会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (5) 常任理事は、常務を処理する。
- (6) 理事は、協議会の業務を執行する。
- (7) 監事は、協議会の業務及び財務を監査する。
- (8) 顧問は、会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

#### (会 議)

第10条 協議会に、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 専門部会

#### (理事会)

第11条 理事会は、理事をもって構成し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 理事会は、会長が招集する。ただし、理事の3分の1以上から会議の目的事項を明示して請求のあったときは、会長は理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 規約の改廃に関すること。
  - (2) 事業計画及び予算に関すること。
  - (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
  - (4) 役員を選任及び同意に関すること。

(5) その他、常任理事会で理事会の議決が必要と認めた事項。

4 議事は、議長を除く出席理事の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、議長は会長がこれにあたる。ただし、常任理事の3分の1以上から会議の目的事項を明示して請求のあったときは、会長は常任理事会を招集しなければならない。

2 常任理事会は必要に応じて会長が招集する。

3 常任理事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 理事会に提出すべき事項

(2) 理事会の議決による主要事項の執行方法

(3) その他、会長が必要と認めた事項

4 議事は、議長を除く出席役員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第13条 協議会に、専門的事項を調査・審議するため、必要な専門部会を設けることができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

(会計)

第15条 協議会の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(加盟・脱会等)

第16条 協議会に加盟または脱会する団体は、理事会の同意を得なければならない。

2 加盟・脱会等に関する事項は、別に定める。

(補足)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2年7月30日 から施行する。

平成11年5月12日 一部改正

平成20年5月 9日 一部改正